

令和 8 年 第 1 回 太 良 町 議 会 （ 定 例 会 第 1 回 ） 会 議 録 （ 第 3 日 ）									
招集年月日		令和 8 年 3 月 5 日							
招集の場所		太 良 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及 び 宣 告		開 議	令和 8 年 3 月 13 日			13 時 30 分	議 長	江 口 孝 二	
		散 会	令和 8 年 3 月 13 日			15 時 16 分	議 長	江 口 孝 二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席 11 名 欠席 0 名		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1 番	大 鋸 美 里		出	7 番	竹 下 泰 信		出
		2 番	森 田 政 則		出	8 番	田 川 浩		出
		3 番	峰 正 雄		出	9 番	所 賀 廣		出
		4 番	江 口 孝 二		出	10 番	川 下 武 則		出
		5 番	山 口 一 生		出	11 番	坂 口 久 信		出
		6 番	待 永 るい子		出				
会 議 録 署 名 議 員		8 番	田 川 浩		9 番	所 賀 廣		10 番	川 下 武 則
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長)			(書記)				
		今 泉 哲 也			下 川 慎 二				
地方自治法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長		永 淵 孝 幸			健康増進課長		中 溝 忠 則	
	副 町 長		毎 原 哲 也			環境水道課長		川 崎 和 久	
	教 育 長		岡 陽 子			農 林 水 産 課 長		片 山 博 文	
	総 務 課 長		津 岡 徳 康			税 務 課 長		羽 鶴 修 一	
	財 政 課 長		西 村 芳 幸			建 設 課 長		安 本 智 樹	
	企画政策課長		江 口 薫			会 計 管 理 者		森 川 陽 子	
	商工観光課長		萩 原 昭 彦			学 校 教 育 課 長		與 猶 正 弘	
	町民福祉課長		田 崎 哲 次			社 会 教 育 課 長		西 田 一 夫	
	子育て支援課長		田古里 哲 也			太良病院事務長		井 田 光 寛	
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会 議 に 付 し た 事 件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

令和 8 年 3 月 13 日（金）議事日程

開 議（午後 1 時 30 分）

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 太良町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 太良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 財産の取得について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 9 号）について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 令和 7 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 令和 7 年度太良町水道事業会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 19 | 議案第 19 号 | 令和 7 年度町立太良病院事業会計補正予算（第 1 号）について |

午後 1 時 30 分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さん、こんにちは。

本日は午前中に小学校の卒業式が執り行われたため、議会の再開を午後といたしております。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 議案第 1 号

○議長（江口孝二君）

日程第 1. 議案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第 2 議案第 2 号

○議長（江口孝二君）

日程第 2. 議案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第3 議案第3号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第4 議案第4号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第4号 太良町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

議案第4号につきましては、提案理由の中で、国が定める基準に基づきまして特定乳児等の通園支援事業者の運営に関する基準を定めるため、この案を提出するということになります。

別紙のほうを見ますと条例案が示されておりますけれども、この内容については膨大な資料ですので、読むというのも大変で意味不明な点がありますけれども、この点について要約して説明をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

ごく簡単にではあるんですが、12月に提案理由にもありました条例を定めていただいて、その中で、実際事業を行う事業者、保育所、こちらのほうの認可を町が出します。その認可

を受けた事業所を特定乳児等通園事業者と言います。実際、その事業者の運営を定めるものとなっております。

前回のが全体的な事業の決まりを決めるもので、今回の分はさらにその事業者の決まりを決めるものとなっております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

なかなか分かりづらいもので、この条例については、条例を生かす対象者といいますか、この条例を通じて誰がどういうふうにするのかですよ。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

今回のこの条例の内容ですけれども、国のほうが基準をつくっておりまして、それに基づいた内容になってますのでちょっと分かりにくいものとはなっているんですけども、実際、制度としてはこども誰でも通園制度というものになります。今年4月以降、どなたでも使える、就労要件とかそういうのなしで使えるような制度になってます。ただ、月に10時間以内とかそういう制度になっておりますので、子供をお持ちの方で、実際保育所に入っていない方が対象となっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

例えば、第2条で特定乳児等の通園支援の事業者、括弧ということで規定する云々というのがあるんです、以下同じということで。通常、この事業者で括弧でくくってする場合は、この事業者については特定乳児云々と書いてありますけれども、例えば事業者、以下事業者というということで、この特定乳児事業者というのがずっと出てきてるんですよ。第2条の2のほうにも出てきますし、3、4、全部特定支援事業者ですもんね。こういう書き方も分かりにくい一つの例だというふうに思ってます。ですから、なるべく文を短めに分かりやすく、条例というのは作成すべきだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだとは思いますが、国のほうの政令の内容をそのまま上げているような形になっておりますので、変えてしまうと、後々また改正とかがあったときに混乱を起こす可能性がありますので、なるべく元の政令を生かす形で作成をしております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今の竹下議員のところで、先ほど課長が言われたこども誰でも通園制度、これは町内の4か所全部が該当するのか、その確認をお願いします。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

この制度は手挙げ制になっていますので、事業者さんがまず手を挙げてもらって、町のほうで審査をして認可を出すという形になってるんですけども、今のところ町内では1園だけ手を挙げていらっしゃるという状況です。

以上です。

○6番（待永るい子君）

基本的なことですけど、特定というその特定、それはどういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

特定というのも独自でつけたわけではなくて、これも国のほうがそういうふうな名称をつけておりまして、実際認可を受けた事業者に対しては特定というものが頭につく形となります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そしたら、16条にその保護者の心身の状況並びにという文面があるんですけども、預けるに至っては両親の心身の状況を調べなければいけないとかそういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

これも国のほうで内容を決めているんですけども、恐らくなんですが、保育園に預けないで家で見ていう方という、子供が虐待じゃないですけども、そういう目に遭ってないかというのを多分確認するためにこういう文言が入っているのではないかと思います。

以上です。

○5番（山口一生君）

関連なんですけども、これは日本人だけを対象にしているものなんでしょうか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

日本人とはなっていないと思います。

以上です。

○5番（山口一生君）

そしたら、外国人の方で、例えば親が就労していない方でも預けることができるという解釈なんですけど、かなり難しくてですね。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

住民票が基本的にはあるかないかというところの話はあるかと思うんですが、日本人かどうかというところは実際ないと思います。別の事業で、一時預かりとかそういうのも外

国人の方でも実績はあります。それと同じような取扱いになるかと思います。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第4号 太良町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

これは、町長提案理由の説明によりますと、令和7年の佐賀県の人事委員会の勧告に基づきと、通勤手当の改正を行うものだということでありましたけど、今まで通勤距離の区分が最高が60キロ以上だったのが80キロ以上までに延長されたということですけど、こうなった理由とといいますか、背景とといいますか、これについてはいかがなんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

端的に申し上げまして、佐賀県人事委員会勧告の勧告に基づいて改定をしたわけですが、県の人件委員会勧告の趣旨になるものは、広範囲から多様な人材を求めるためにということで、遠距離からの方の職員の分も費用を見るべきだということで範囲が広がったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

広範囲から多様な人材を求めるということでこうなっていると思いますけれど、本町の職員さんで遠くから来ておられる方もいらっしゃるかと思いますけれど、本町の職員さんの中で最長一番遠くから来られている方は、大体何キロくらいから来られているのか、これはい

かがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

一番遠くに通っているのは、派遣職員のほうがなんですけれど、太良町から佐賀県後期高齢者医療広域連合、大和にあるところ、あそこが50キロぐらいあると思いますけれども、太良からそちらに通っている職員に対してが一番遠いということになります。逆に、住まいから太良町役場のほうに通勤されている方は小城市でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

今、小城市から通っている職員さんもいらっしゃるということを聞きましたけれど、関連になりますけれど、現在、職員さんの中で町内在住の方の職員さん、また町外で在住の方の職員さん、それぞれ大体何名ぐらいいらっしゃるのか、それを教えていただけますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

町内在住は81名でございます。町外が31名でございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（江口孝二君）

日程第6．議案第6号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

議案第6号につきましては、提案理由の中で子ども・子育て支援法の一部の法律が改正さ

れたということで、所要の改正を行うためにこの案を提出するということになってます。

先ほどのあれと一緒に、この別紙がついてますけれども、この条例案を見ても中身がなかなか分かりづらいということになってます。条例の新旧のあの表を見てもなかなか分かりづらいんですね。ですから、もう少しこの内容について説明をしていただきたいというふうに思いますけれども。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど議員指摘のとおり、条例の新旧対照表を見ますとなかなか分かりづらいような形になっているかと思います。簡単に内容を御説明いたしますと、今回の追加の改正につきましては、子ども・子育て支援納付金を新たに設置するものでございます。

この内容といたしまして、この対象につきましては、18歳以上の国保の被保険者が対象でございます。子ども・子育て納付金の納付につきましては、所得割額を0.26%、それと均等割額を1,100円、それと18歳以上の均等割額を100円、それと平等割額を700円と定めております。

したがいまして、今回、18歳以上の被国保の対象者につきましては、歳入といたしまして約540万円程度の拠出金を予算計上いたしているところでございます。18歳以上の国保の被保険者の数が約1,900人程度いらっしゃいますので、年額3,000円の応分の負担が生じると。これはあくまでも所得によって変動はいたしますけど、単純計算で年間約3,000円ぐらいの応分の負担が生じるということでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この11条の6のところに、平等割額について特定云々が700円と350円と525円というところがあるんですたいね。それと25条の第1項中の「並びに」を「、」に改めというふうにありますが、このキの中では770円とか70円とかあつたすよね、この金額はどういう金額、どういう性質の金額ですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この軽減額の700円とか、あるいは550円の金額につきましては、これは所得の額によって7割軽減とか、あるいは5割軽減が課せられるという解釈でこの条文は成り立っておりますので、したがいましてこの770円とか550円につきましては、あくまでも世帯の所得の軽減措置に該当するか否かの額でございますので、ここでは一概に、例えばその家族で幾らかかるというのは申し上げられませんが、先ほどの所得によって軽減がかかるというような適用となっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

例えば、太良町の世帯別に分けたら、大体どれくらいの構成になっとですかね。ここでいう所得割と言いよんさっでしょ。その再分類したらどがんなっとかです。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今、ここで再分類したらどれくらいの世帯が7割軽減、5割軽減かかるか分かりませんので、申し訳ございませんけど、お答えできません。

○7番（竹下泰信君）

ざっくりでいいです。

○健康増進課長（中溝忠則君）

ざっくりも分かりませんので、申し訳ございませんけど、お答えできません。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第6号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第7号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第7号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第8号 太良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口一生君）

太良町火入れに関する条例の一部を改正とありますけども、改正に至った経緯を教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

経緯といたしましては、令和7年2月26日、岩手県大船渡市で甚大な林野被害、火災が発生しまして、その折、火災を未然に防ぐというような防止のために、国のほうから新たに林野火災に関する注意報並びに警報がつくられたという経緯となっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

これは条例なので、特に罰則とかというのはないということなんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

火入れに関する条例につきましては、罰則は設けられてないと思いますけれども、元、根本になる法律は消防法になります。なので、消防法のほうで、こういう日は火入れをしちゃいけませんよとかたき火をしちゃいけませんよというふうになったときに、そういう火入れをしてしまったということになった場合、それが故意であって大きな災害をもたらした場合というのは罰則を受ける可能性があるというふうな条文が書かれてございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

今も農業をする範囲とか、そういうときにそこんたいを燃やしたりとかそういうことはまあまああると思うんですけども、そういう方はどういうふうに注意をしたらいいのか、何かそういうところはどうしたらいいですか。

○農林水産課長（片山博文君）

まず、今回の火入れ条例に関する部分につきましては、あくまで森林法に基づく山林の造林のための地ごしらえや開墾準備、害虫駆除、焼き畑等についての制度でございまして、農地での先ほど言われたたき火であったり、野焼きであったりを規制する条例ではございません。また、議員御指摘の、例えば近隣に見られるような麦を燃やされたりというところにつきましては、関係法令に基づけば、農業、林業または漁業を営むため、やむを得ない場合の廃棄物の焼却というような形でやむを得ないというような場合については燃やしていいと形とはなっておりますが、当然、先ほど申したような、注意報であったり警報が出たら中止を促すという形で、当然近隣から様々な苦情等があった場合についても消防のほうから適切な指導等があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第8号 太良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（江口孝二君）

日程第9. 議案第9号 太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（峰 正雄君）

もう平成27年からほぼないということでございますけど、その前、受付がされたのは何名ぐらいおられたのか、最終です。直近でもよかですけど。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

平成27年が最後でございまして、27年度につきましてはノリの養殖漁業者様が25件、対象件数として上がっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

最近は金利が低かったということで、そういった制度を利用される方がいなかった。ほかの農協とかそういう漁業とかの金利が安くて、利用はされていないと思うんですけど、世界の情勢というか、世の中の情勢で、いつ金利が上がっていくか分かりにくい今状況があっていると思うんですよ。昨日までやったですか、ガソリンも急に30円も20円も上がるということが現実にあっております。今回廃止ということでございますけど、その後、金利が上がっていった場合、どういうふうな対応を取られるのか、お願いします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

町長の議案説明でもございましたけれども、他の制度資金等でも対応できるというような説明をさせていただいてます。現在のところ、貸主である佐賀県農業協同組合を通じまして、今後どのような形で対応をしていくのかということで、行政と一体となって話をしてまいりました。その中で、漁業協同組合におきましても、現在、漁業災害対策特別資金、個人の融資額として1,200万円、こちらについても利子補給が県と市町の2分の1がございます。これは現在も使われております。

また、農業に関しましては、農業経営基盤強化資金、通称のスーパーL資金でございますけれども、これも個人3億円を上限として貸付けがございまして、こちらについても県2分の1、市町2分の1というような状況もございます。

また、新規就農者につきましては、青年等就農資金については無利子というような貸付けもございますので、そういった事業を活用していただくというような形となっているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

農業も漁業もやっている中で、リスクといいますか、いつどうなるか分からない状況も多々あると思いますので、そういった場合はほかの資金で対応はできますけど、いざというときには行政としても手を差し伸べていただきたいと思います。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

この資金については、先ほどから27年以降、借手がないということから廃止をしたいということですが、その他の制度資金でも対応できるということですが、この対応できるような資金よりも、よりよい使い勝手がいい太良町としての融資資金、そういうところを設けて、もっと借りやすいようにしていっていただけたらどうかというふうに思いますけど。廃止す

ることではなくて、借りやすいような、利用しやすいようなそういう資金を設けていって、利用者が使いやすいような資金に変えていったらいいかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、貸付機関については、現在、佐賀県農業協同組合というような形となっており、当然のことながら元本については返していかなければならないと、確実にということ。農協さんにおきまして、できるだけ借りやすいような形で、今後商品をつくっていただきたいというような要望はしておりますけれども、現在のところも当然保証人をつけていただかねばならないとか、審査であるとか、そういった部分については今の現状、切り離せないというようなお話を聞いておりますので、今後、議員御指摘の借りやすいような制度資金の検討は金融機関と協議はしていきますけれども、その部分についてはなかなかハードルが高いと言わざると得ないと思っております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

利用者への周知、こういう資金がありますよというその周知の徹底というのはできているというふうに考えていいんですか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

貸付資金につきましては、当然のことながら、農協は農協さんで、漁業協同組合は漁業協同組合で周知徹底をなされているところでございます。

太良町におきましては、先ほど申しました農業経営基盤強化資金のスーパーL資金であったり、新規就農者の方たちについては青年等就農資金がございますということで無利子でございますので、そういったことについては積極的に広報は来ていただいたときにしているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

今回、ノリ養殖は、今の段階では例年に比べてよかったというような話ですが、この過去3年間においてはじり貧というような状況になっていたと思います。この漁業者への対応あたりは、こういう貸付けがありますよという周知あたりはされたんですか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

ここ過去3年分の非常に経営が苦しかったというような場合については、先ほどお話をさせていただきましたけれども、県単の資金で漁業災害等対策特別資金というような形で借受

けをしていただいております。現在も県2分の1、市町2分の1で利子補給のほうを対応して、周知徹底も図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第9号 太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第10号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略して、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第10号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第11号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第11号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第11号 財産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第12号 令和7年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負変更契約の締結についてを議題とします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第12号 令和7年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第13号

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第13号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の33ページです。下から2番目の生活交通路線維持費補助金ということで156万7,000円上がっておりますけれど、説明が、祐徳自動車が行う鹿島駅前から竹崎港までのバス路線の運行経費の確定に伴い不足額を増額するものとありましたけれど、補正で上がっているの、途中で多分額が確定したんじゃないかと思えますけど、例えば4月から始まって3月でなくて、いつの時点で確定したのか、これはいかがでしょうか。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

生活交通路線維持費補助金ですけれども、これは通常の年度の4月から3月ではなくて、交通の分の決算年度につきましては、10月から翌年の9月までが決算時期というふうになっております。この額が確定するのが大体12月から1月ぐらいにバス事業者さんのほうから実績というのが上がってきますので、毎年3月に補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

分かりました。

それで、簡単に言うと、祐徳バスさんの赤字の部分を鹿島市さんと本町のほうで案分して埋め合わせると。それで補助金を出すということだと思っておりますけれど、今回その不足額が増額したということですが、何の項目が要するに赤字が大きかったのか、これについてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

議員御質問のとおり、この補助金につきましては祐徳・太良線におけるいわゆる経常損益を鹿島市さんと1市1町で協調的に補助をするものでございます。

御質問の件ですけれども、増加した要因は、経常損益が昨年度に比べ680万円ほど増えております。その中で、特に大きいのが人件費の増加が多うございまして、先ほどの680万円のうち560万円が人件費の増加というふうになっております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

この生活交通路線バスですけれど、だんだん本町から補助する金額というのが上がっておりますよね。私が議員になった頃は多分1,300万円ぐらいだったと覚えてますけれど、それが、まず祐徳バスさんの中で、会社の中で統合があったりして赤字額が増えたというのもあるんですけれど、それが2,000万円に乗り、2,300万円ぐらいになり、次の次年度の予算では多分2,800万円、それをもう予算として組んでありますけれど。今後、どのくらいになっていくのか心配でございますので、担当としての予測といいますか、このままこのぐらいのレベルでいく予測を立てているのか、もっともっといろいろな要因があって、例えば3,000万円とかいくような感じでもあるのか、そこら辺の見通しといいますか、それを聞かせてもらえますでしょうか。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

議員御質問のとおり、令和元年、それぐらいまでは1,000万円程度でございました。先ほどあったように、平成31年4月に祐徳バスさんが祐徳自動車さんと吸収合併をされて、実は令和元年までは廃止路線、代替バスがありまして、そちらのほうがちょうどこで廃止になったということもございまして、令和2年から2,200万円ほどの数字となっております、その後コロナを経まして、先ほど議員あったように、今回2,650万円ほどの実績で補正をお願いしているところでございます。

現在、エネルギー価格の高騰、それからドライバー確保に向けた待遇改善など人件費をはじめ、今後も経常費用の増加は避けられないものと考えておりますので、今後も増加していくのではないかとというふうに担当としては考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

31ページのふるさと納税の関連で、かなりの額が減額になっているんですけども、今年度の着地の見込みというか、寄附額の見込みというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

今年度、令和7年度の寄附金の見込額ということですけど、2月末現在で約6億円程度の寄附となっておりますので、今月一月分を加味したところで6億2,000万円程度になるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

外部の業者さんに委託を始められたと思うんですけども、その委託を始めて、恐らく効果

が出るのは来年度ぐらいからかなとは思いますが、その引継ぎとか、そういった効果、その感触というか、それについて教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

昨年の11月から本格的に中間事業者のほうに業務を委託しております。今、5か月目に入ってますけど、まだこちらが目標としている数字には全然届いておりません。実際、来月4月から令和8年度で、こちらが目標としている金額に近づけていきたいと思っております。その中では、当然せつかく知見のある業者に委託しておりますので、例えばポータルサイトをより充実するだとか、うちの弱みであるミカン以外の商品、ミカンに頼り切っているというのが実情でございますので、ミカン以外の加工品等そういったものの開発等も事業者の力を借りながら令和8年度は取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

30ページの庁舎内の防犯カメラについてお伺いをしたいと思います。

現在どれくらいの数の防犯カメラが設置されているのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

1階に4台、2階に4台、3階に1台、合計9台でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

今後の予定、まだ設置をしていく、そういうのはどういうふうを考えてあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

庁舎内の防犯カメラ設置工事につきましては、現段階ではここで一段落というふうに思っておりますので、追加の設置については検討いたしておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

まず、目的の一つが、お客様とのいろんなアクシデントというか、そういうことも一つの目的とされていたと思いますけれども、実際にそういうのが役に立ったとかそういう実例はあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この防犯カメラ設置工事をする前に、いろんなお客様との強めの発言とかがあってつけたんですけども、それ以降、特に今のところはこういったことがあったというような報告は

受けておりません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

48ページの4の環境衛生費で家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金で2,000万円近くのマイナスになっていますけども、これはある程度合併浄化槽が普及したと思ってよいのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今回減額になった理由ですけど、令和3年度から始めた合併浄化槽の計画基数が約100基を予定していたんですけど、令和5年度で80ぐらい設置できて、この5年間で超えるということで計画変更を行いました。

それと、令和6年度から国の補助の拡充がありまして、配管の補助、また既設のくみ取りの便槽の撤去費なども補助ができて、それを見込んで令和6年度は40基、令和7年度は50基ということで国のほうの計画の変更を行いまして、令和7年度の予算については50基を予定して新年度予算に計上しておりました。しかしながら、今回、申請件数が約30基程度ということになりましたので、今回その20基分を減額補正という形で予算に計上しております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

できれば過去3年か5年ぐらいの設置数が分かれば教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

令和5年度からの基数をお答えします。

令和5年度につきましては、5人槽が10基、7人槽が13基、計23基です。令和6年度につきましては、5人槽が12基、7人槽が19基で、計が31基となります。令和7年度につきましては、5人槽が16基、7人槽が14基の計30基ということでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

54ページの観光費の使用料、13のところ、多良駅駅舎ですけども、多分実績でこれだけだということだと思うんですが、駅をリニューアルして、その後の状況と申しますか、オープン時からそんなに長くはたっていないんですけど、何か変化があったりとか、駅利用者からの反響だったりとか、そういったところをお願いします。状況について。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

人数的に劇的に増加しているわけではありませんけども、お客様からしたらおもてなしを

受けているという好感触を受けているという情報はいただいているところでございます。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

あと、町民さんとか、そういったところからは何か御意見だったりとか、今まであそこに人がいるということはずっと、駅の駐在さんがいるときはいたんでしょうけども、しばらく無人駅というところだったんですが、今は常駐という形でお昼は誰かしらいるというところで、ちょっと明るくなった印象は物すごくあるんです。そういったところで、この周りの住民さんだったりとか地域からの声とかというのは届いてたりするんでしょうか。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町民さんからの情報が詳しく町のほうには届いてないんですけども、観光協会のお話を伺っているところでは、勤務時間が、今のところ人数の関係もありまして、10時から午後2時までとなっておりますけども、そういうところで対応している場合は、部屋が明るくて、学生さんとか、あと長崎県のほうから通われている医療関係の方もくつろぎやすい空間、時間となっておりますというお声かけはいただきましたということで、観光協会のほうからはいただいております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

今おっしゃられたように、地域の方、近くの方とかから、あそこは明るくなった感じがあるし、子供たちがいても安心できる、誰かいるからということで、何かほっとステーションみたいなそんな感じの位置づけになりつつあるのではないかなという印象が私の中であるんです。なので、そういった観光向けだけではなく、地域の重要な拠点として何かしら今後活用できるのではないかなというのがありまして、その辺も恐らく今後の方向性として担当課のほうも考えられているのではないかなと思うんですが。

あとは、観光列車が来ますよね。なので、そのときにちょうど人力車とかもあるので、職員さんに和服を着てもらおうとか、そういった何かおもてなしのサービスだったりというのをアイデアとしてどうなんだろうかという声もあったりするんですが、そのあたりについてはどうでしょうか。みんな、太良の役場のジャンパーを着てらっしゃるので、何かそれは町民としては安心するんですが、観光客としては何かはっぴなり、そういうこともされていると思うんですが、寒いときだったのでどうしてもみんな着込んじゃってたりするので、そういったところというアイデアとかは何かあったりするんでしょうか。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まわりにも、そういう民間の方が地域を元気づける、活気づける取組をされておりますの

で、そういう活動が広がっていけばいいかなと思っています。

寒い時期は、最近ジャンパーを着て対応していると思います。通常の春から秋ぐらいまでは、通常寒くなければ、観光協会とかそういった明るめのオレンジのはっぴを着ながら宣伝をしているところがございます。予算とか着つけの条件とかいろいろあると思いますので、その辺は観光協会ともお話をして、そういう機会が、特別な日とかどうでしょうかというお話しかけはしていきたいと思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

42ページの家族介護慰労金についてお伺いをします。

これは、家庭で介護をしてあるという方に対する慰労金だというふうに認識をしておりますけど、現在、何人の方がこの慰労金を受け取ってあるんでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

現在、6名の方が利用されております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

これは、前年度増えたということで、補正として上がっているんでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

全体的に利用の月数が増えたことによる増でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

慰労金を頂くにはいろんな制限があると思うんですけれども、これは本人の申請でできるのか、それともどこかの許可というんですか、申請するのに必要なことがあるのか、その点についてお伺いをします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

支給対象者は、高齢者及びその介護者が町内に引き続き1年以上住所を有する場合で、1年以上介護しているときにその介護者に対して支払われます。申請者は介護者になります。

以上です。

○5番（山口一生君）

55ページの道路橋梁総務費の委託料というのがありまして、道路台帳補正委託料が100万円、町道確定測量委託料は400万円の減額というふうになってるんですけども、この減額をされた理由を教えてください。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

減額の理由ですが、入札の執行、入札の結果による減額であります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

入札の減額ということは、予定されていた工事とか測量とかそういったものは今年度分はできているということでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

50ページの園芸産地強化・整備支援事業費補助金1億1,600万円ばかりありますけど、この事業は大体どういうふうな計画をされているのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

園芸産地強化・整備支援事業につきましては、物価高騰による産地の維持や生産性の低下が懸念される中、既存の県単事業に加えまして、園芸施設の整備や改修、機械導入が停滞しないようハウス等建設施設やコスト削減に資する機械導入を緊急的に支援するものであります。

この財源といたしましては、国の経済対策である重点支援地方交付金を活用した新たな県単の新設事業となっているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

農業機械とかいろんな機械等を買うとにも利用できるというふうにありますけど、私が言うんじゃなかとですけど、施設になれば暖房機とかも更新がきているというような話をよく言われるんですよ。そういったことで、これを加温機導入にも利用できるのか、その辺が分かればお願いします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

この内容につきましては、既存のさが園芸888整備支援事業と同等というような事業となっており、事業の流れも全く一緒の事業という形となっております。補助率が、ただし通常であれば町費合わせて6割の部分が、今回65%となっております。内容につきましては、先ほど議員御指摘の部分については、更新につきましては対象にはならないというような形で

認識をしております。ただし、現在、こちらのほうが3月6日の県議会を通ったばかりでございますして、要綱、要領の詳細な部分についてはまだ届いておりませんので、さが園芸888整備支援事業に照らし合わせた部分で回答をいたしました。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

県のほうにも、私、ミカンの役をしとるときに、もう何年も前からお願いしていたんですけども、なかなか化石燃料で、新規には補助が加温機にも出るということなんですけど、更新にはなかなか出ないということで、非常に生産者の皆さんの声が結構あるもんですから、もしできないようであれば、町単独としても園芸農家さんに対する支援ということで加温機の更新等の助成など考えていただければ。町長、お願いします。

○町長（永淵孝幸君）

町単ではいろいろな事業をやっておりまして、またそういったお話が出てきたとき検討していきたいと思いますが、ここでその事業についてやりますよとか今は言えないような状況です。ですから、議員が言われるように、そういった関係者からこういったことで困っているとか、例えば施設園芸で困っているとか、ほかミカンの栽培でも困っているということがあったときは検討する余地があるかなと思いますけど、今ここでそれは検討しますとかしませんとかは言えない状況です。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

ありがとうございました。

それでは、早速に組合員さんたちにお話をして、一回は話を聞いてやってもらえるようによろしくお願いをいたします。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

51ページの一番下のところに、農地基盤整備事業の補助金が580万円ほどマイナスの補正になってます。特に水田の畦畔につきましては、防草シートとかコンクリートをされている方がいらっしゃいます。今、現況の農地基盤整備事業とは内容が変わってますけれども、農業従事者が高齢化する中で、畦畔の草刈り作業というのは大変危険も伴いますし、圃場整備で畦畔も広がってますので、その辺について、畦畔に防草シートを張ってみたいとかコンクリート化あたりも、これを補助対象にできるようにお願いしたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

この農地基盤整備事業補助金については、畦畔整備についてはあくまであぜ塗りの軽減と

ということで設けておりますので、現在のところはまだ路肩、土羽の分の防草シートだったりそういうものに対しては補助対象とはしていない状況でございます。議員言われるように、土羽の除草の軽減だったりとかありますけども、その部分については設備、設備のところでは状況が違いますので、なかなかそこまでを補助対象にというのは現在のところは検討はしておりません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

今ある事業につきましては、畑作関係と水田の畦畔ということで認識してはいますが、ぜひ事業の内容を拡大して、そういうところについてもやってもらえるような対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

○町長（永淵孝幸君）

今、先ほど建設課長が言いましたように、畦畔といってもいろいろな形があるわけです。ですから、全てをコンクリートでやったとき、果たして本当にそれで災害とか何か今度は懸念せないかん部分があるわけです。となりにその畦畔をきれいにコンクリートにしたがために、雨が降って下の田んぼに入るとか畑に入るとか、いろいろな地形的条件にも関わってくると思うわけです。ですから、今、この畦畔コンクリートというのは最初は設けてなかったわけですが、畦畔のあぜ塗りをするそういった労力軽減のために補助をしようということでは、今、このところは考えておりません。

以上です。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の36ページ戸籍住民基本台帳費の委託料、下から3番目の戸籍附票システム改修委託料で320万1,000円出てはいますが、説明では、これについては政令の改正に伴い、国外転出者のマイナンバーへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記を追加するためのシステム改修に要する経費とありましたけれど、非常に分かりにくいので、これを分かりやすく説明してもらえますでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

最初に、歳入の補正予算資料18ページ、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金402万4,000円が財源になっております。この補助金の想定事業が、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記に係る補助金となっておりますが、このシステム改修費用の中には戸籍附票システム改修と住民基本台帳システムの改修及び戸籍と住基の連携費用も含まれていることをまず申し添えさせていただきます。

昨年5月から戸籍の振り仮名制度が始まり、今回の改修は、まず旧氏の振り仮名を含めた

振り仮名の改修、戸籍の附票からまず改修を始めまして、そのデータを基に住民基本台帳のデータも書き替えを行います。戸籍と住民基本台帳システムのほうを連携させる作業を行った後、マイナンバーカードは住民基本台帳より生成されておりますので、住基のデータを基にマイナンバーカードの旧氏を含む振り仮名の整備を行います。その結果、マイナンバーカードへも旧氏を含む振り仮名が券面に表記されるような状態になります。

議員さんがおっしゃるその国外転出者ですけれども、今まで国外転出者の場合は、転出届をすると住基が除籍というか失効するような状態になりますので、カードも返納しなければならなかったんですけれども、継続申請を行うことで国外でもマイナンバーカードを利用できるようになっております。その国外でのマイナンバーカードを持たれている方の券面にも旧氏と振り仮名が表記できるようになるためのシステム改修となっております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

先ほども述べられたように、今まさにその戸籍の名前の読み仮名をつけるという作業が行われているときだと思いますけれど、今年の5月25日ですか、までに基本的にそのはがきが来た人には何かあったら送ってくれというはがきが皆さんに来ていると思いますけれど、本町に戸籍がある方については1万2,000人くらいだと思いますけど。この事業について今の進捗状況、例えばどのくらいそういったものがあったのか、また今その事業の進捗状況が今どうであるか、それについて聞かせていただけますでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

昨年7月30日に7,403通、通知を発送しております。その申立て期間が今年の5月25日までとなっておりますが、現在、戸籍の振り仮名の届出があっている分は51件となっております。また、問合せ等の件数であります。数件っております。内容は、このはがき来たんですけれどもどうしたらいいんですかという内容が数件で、法務局等に問い合わせるようなものはあっておりません。

なお、昨年7月に送った通知書の中には、誤りがない場合は届出は不要ですと表示していることから、届出が少ないことは順調に作業が進行しているものと理解しております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

67ページの下から2番目の学校給食費についてお尋ねしたいというふうに思います。

今回、学校給食費が245万5,000円マイナス補正ということになってます。食品あたりの物価が上昇する中でマイナスの修正ということですが、この理由について伺いたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

議員質問の物価が上昇している中で減額している理由ですけれども、当初、予算を組んだときに524名分組んでおりました。結果的に483名となったことによる減額でございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

人員の減による補正ということですか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

議員お見込みのとおりでございます。

○5番（山口一生君）

49ページの農業振興費の一般廃棄物（有害鳥獣）処理業務委託料というのが450万円の減額になっています。この理由について教えてください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

こちらについては、令和7年度から施行をしておりますイノシシ等の処分費用でございます。当初1,150頭のイノシシの頭数で見込んでおりましたけれども、実際持ち込んでいただいたのが約3割の約350頭程度というような実績見込みとなりまして、減額をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

その350頭というのが多いのか少ないのかというところがあるんですけども、その使い勝手とかそういうところについての猟師さんたちの御意見とかそういったものって今、届いていたりしますか。

○農林水産課長（片山博文君）

現在のところ、猟友会の皆様については、設立する折については当然要望があって町として設置したというような経緯がございます。しかしながら、約3割程度しか捕獲実施した頭数を持ってきていただいていないというような状況でございますので、周知徹底は十分図っていると思っておりますけれども、猟友会のほうからは使い勝手が悪いというお話は聞いておりませんけれども、利用していただいていない部分については何らかの使い勝手が悪い部分があるかもしれませんので、今後そこはお聞きしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

いろいろと距離とかの問題もあったりするかと思いますので、今後も周知をしていただきたいなというのと、あと捕獲している頭数自体が減っているとかそういうのはありますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりで、令和6年度実績で比べますと、令和6年度は1,246頭実績がございました、イノシシについてです。しかしながら、今年度については見込みで970頭というような見込みをしております、頭数について、やはり200頭以上の減少が見込まれているというような実施状況となっております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

6ページの11の災害復旧費のところですが、農林水産施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費とありますが、具体的にどういった施設でしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

農林水産施設災害復旧費につきましては、農地や農業施設の災害の復旧によるための事業費でございます。公共土木施設災害については、町道や町河川の災害復旧による復旧費でございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

なぜ両方ともに補正前の額よりも減っているのですか。これは、去年とか台風が来なかったりしたのも要因の一つなんではないでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

農業等災害復旧事業費の減額については、執行残でございます。入札によって残った分を減額しております。道路災害復旧工事、土木債の分については、2の漁港施設災害復旧費というのがありますけども、重機借り上げの分を使用しなかったために250万円減額しております。

以上でございます。

○農林水産課長（片山博文君）

補足ですけれども、先ほどの建設課長のほうから申出をしていただきました漁港施設の災害復旧費の250万円の減額につきましては、大雨や台風時を想定していたが対応する事例がなかったため、250万円減額しているというようなことでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

53ページの町有林管理費の中で森林環境保全の直接支援事業の委託料が1,500万円ほどマイナスになってます。町長説明によると、この委託料につきましては事業量の減に伴い、実績見込みによって減額をするということになってます。この事業量の減とはどういうものな

のかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

こちらのほうの1,500万円以上の減額につきましては、当初予定を計上しておりました計画については予定どおりの施業面積を行っておりますけれども、当初の設計時に比べて、搬出材積が減ったことによる経費が減となっております。また、総じて減額になっておりまして、また間伐については架線系と車両系という2パターンがございまして、太良町においては環境を配慮した架線系で実施しておりました。そういった中で予算も架線系で組んでおりましたが、車両系で実施されたところもあり、その分の経費が減額というような形となっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

修正前が9,689万5,000円で、それに対して補正額が1,500万円ということで、大体補正額が大きいというふうに思います。なるべく補正前の金額に、補正額はなるべく少なくするようにしたほうがいいんじゃないだろうかというふうに思いますので、今後そういうことでお願いしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、早期発注等に努めて、なるべく減額が少ないというような形で執り行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第13号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第9号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（江口孝二君）

日程第14. 議案第14号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第14号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（江口孝二君）

日程第15. 議案第15号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第15号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（江口孝二君）

日程第16. 議案第16号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第16号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（江口孝二君）

日程第17. 議案第17号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第17号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（江口孝二君）

日程第18. 議案第18号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第18号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（江口孝二君）

日程第19. 議案第19号 令和7年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第19号 令和7年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後3時16分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則